平成２７年（フ）第２１４号
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町710番地４
債務者　岩嵜　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
北海道滝川市滝の川町西８丁目１番19号
債務者　川岸　俊之
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　雅彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
新潟市東区向陽１丁目９番地７　ハイツ向陽102号
債務者　吉岡　正明
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　淳哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
静岡県賀茂郡河津町見高大谷津口130番地１、住民票上の住所静岡県賀茂郡河津町見高131番地
債務者　山城　好一
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　元貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第６５２号
仙台市太白区鈎取本町１丁目12番２号　エルディムみなもとⅠ―104
債務者　高木　和博
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
福島県いわき市小名浜寺廻町８番地の15
債務者　佐藤　　歩
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸川　　瑛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第８０号
三重県亀山市亀田町376―１　コーポ小林１D、住民票上の住所三重県亀山市能褒野町４番地52
債務者　山本眞佐男
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　眞洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５７号
三重県名張市夏見1944番地中川原市営住宅Ｂ棟226号、前住所三重県名張市平尾3272番地
債務者　森本製麺所こと　森本　英治
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第６１６号
広島市佐伯区利松１丁目12番34―204号
債務者　ＷＡＴＡＮＡＢＥ写真事務所こと　渡邊　敏正
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸川　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３７号
愛媛県松山市東野６丁目５番23号　ＴＳ東野305号
債務者　藤原　慶子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５８号
福岡県久留米市諏訪野町2702番地１　エイルマンション諏訪野町703号
債務者　峰村　　圭
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　紀文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１７８号
福岡県筑紫野市美しが丘南１―１―４、住民票上の住所福岡県小郡市大崎742番地12
債務者　小牧　　剛
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　充紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１２号
北海道伊達市長和町437番地13
債務者　草野　京子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
北海道伊達市長和町437番地13
債務者　草野　節子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
愛知県丹羽郡大口町大御堂１丁目227番地
債務者　前田　峰子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８１号
香川県高松市木太町1990番地10
債務者　上島　影利
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係